

駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金交付要綱

〔令和 年 月 日〕
〔告示 第 号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とし、団体が地域の多様な関係者と連携し、自主的かつ主体的に行う観光振興事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、駒ヶ根市補助金規則（昭和44年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 市の観光振興を目的とする活動を行う団体であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 代表者を含め3人以上の役員を示すことができること。

イ 団体規約又は定款、事業計画、予算及び決算を示すことができること。

ウ この要綱に基づく補助金交付申請後3年以上継続して活動を行う見込みであるもの。

(2) 観光振興事業 別表の対象事業の種類欄に掲げる事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の補助対象事業、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の年度内における同一の補助対象事業に対し、1回限りとする。

4 複数年にわたる事業の補助対象期間は、3年間とする。

5 前4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業とすることができない。

(1) 政治的活動及び宗教的活動

(2) 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

(3) 市の他の補助制度又は委託事業の対象としている事業

(4) その他市長が適当ではないと認めた事業

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業を開始する前に、駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、審査委員会で審査のうえ、補助金の交付を決定するものとする。

2 審査委員会は、委員長を産業部長とし、委員は市長が別に定める者をもって構成する。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第5条に規定する決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該補助金の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ規則第7条第1項規定する変更交付申請書に關係書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助団体は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、速やかに駒ヶ根市観光のまちづくり事業補助金請求書（様式第4号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助団体に対し補助金を交付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助率等
種類	内容		
観光振興活動支援事業	駒ヶ根市における観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした活動	観光振興活動に要する経費のうち、次に掲げる経費で市長が認めるもの (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 需用費 印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費等 (3) 委託料 部分的な委託料 (4) 役務費 広告宣伝費、通信費、保険料等 (5) 使用料及び賃借料 物品及び会場等使用料・賃借料、機械等賃借料等 (6) 原材料費 (7) その他市長が必要と認める経費	10分の10以内（15万円程度の補助。ただし、同一活動で最大3年間までとする。）
観光振興イベント支援事業	駒ヶ根市における観光振興と地域経済の健全な発展に寄与することを目的としたイベントの開催	イベント開催に要する経費のうち、次に掲げる経費で市長が認めるもの (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 需用費 印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費等 (3) 委託料 部分的な委託料 (4) 役務費 広告宣伝費、通信費、保険料等 (5) 使用料及び賃借料 物品及び会場等使用料・賃借料、機械等賃借料等 (6) 原材料費 (7) その他市長が必要と認める経費	10分の10以内（30万円程度ただし、同一イベントで最大3年間までとする。）

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 土地の取得費及び補償費
- (2) 工事請負費及び全面的な委託料
- (3) 飲食に要する経費
- (4) 団体等の構成員又は参加者に対する謝金及び日当に係る経費
- (5) 販売を目的とした商品等の仕入れに要する経費
- (6) その他、補助の趣旨から適当でないと認める経費